

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

間貸はすべて民法六一二条の転貸に当たらないということとはできない（当裁判所昭和二六年（オ）第七六七号同二八年一月三〇日言渡判決参照）。そして原審の認定した事実によれば、本件間貸を以て同条にいわゆる転貸に当るものとした原判示は相当であつて、この点につき原判決には所論のような違法はない。その他の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯	一 郎